

経 済 産 業 省

20221013貿局第2号
輸出注意事項2022第28号
輸入注意事項2022第11号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年11月1日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目
について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和4年11月15日から施行する。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成２２年２月１６日付け輸出注意事項２２第４号・輸入注意事項２２第５号）

改 正 後		現 行	
別表第１～２５　（略）		別表第１～２５　（略）	
別紙１～１１　（略）		別紙１～１１　（略）	
別紙１２　規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第２の２１の３に掲げる規制物質）		別紙１２　規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第２の２１の３に掲げる規制物質）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
（略）	（略）	（略）	（略）
000020	アセトンを超えて含有する物	000020	アセトンを超えて含有する物
<u>000023</u>	<u>４－アニリノピペリジン及びその塩類を超えて含有する物</u>	（新設）	（新設）
000025	４－アニリノ－１－フェネチルピペリジン及びその塩類を超えて含有する物	000025	４－アニリノ－１－フェネチルピペリジン及びその塩類を超えて含有する物
（略）	（略）	（略）	（略）
000110	サフロール を５０％を超えて含有する物	000110	サフロール を５０％を超えて含有する物
<u>000115</u>	<u>１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート及びその塩類を超えて含有する物</u>	（新設）	（新設）
000120	トルエンを超えて含有する物	000120	トルエンを超えて含有する物
（略）	（略）	（略）	（略）
000140	ピペロナールを超えて含有する物	000140	ピペロナールを超えて含有する物
<u>000143</u>	<u>N－フェニル－N－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩類を超えて含有する物</u>	（新設）	（新設）
000145	１－フェネチルピペリジン－４－オン及びその塩類を超えて含有する物	000145	１－フェネチルピペリジン－４－オン及びその塩類を超えて含有する物
（略）	（略）	（略）	（略）